

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学において授与する学位については、立命館アジア太平洋大学学則（以下「学則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学位を授与するにあたっては、専攻分野の名称を付記する。

(1) 学士の学位に次の専攻分野の名称を付記する。

アジア太平洋学 経営学

(2) 修士の学位に次の専攻分野の名称を付記する。

アジア太平洋学 国際協力政策 経営管理

(3) 博士の学位に次の専攻分野の名称を付記する。

アジア太平洋学

(学位の名称)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学の名称を付記する。

(学位委員会)

第5条 大学院学位（修士および博士）の授与および授与に関する事項を審議するために、学位委員会を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 教員である副学長

(3) 研究科長

(4) 教学部長

(5) その他学長が指名する者

2 学位委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。学長に事故あるときは、教学を担当する副学長がその職務を行う。

3 学位委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

4 学位委員会は、必要に応じて第1項に掲げる委員以外の教員を出席させることができる。

第2章 学士

(学士の学位授与の要件)

第6条 学士の学位の授与の要件は、学則第30条の定めるところにより、本大学学部を卒業した者に対して行う。

(学位の授与)

第7条 学士の授与は、教学部会議および教授会の審議を経て、学長が決定する。

(学位記の様式)

第8条 学士の学位記の様式は、別表1のとおりとする。

第3章 修士

(修士の学位授与の要件)

第9条 修士の学位の授与の要件は、学則第31条の定めるところにより、本大学大学院の博士前期課程または修士課程を修了した者に対して行う。

(学位の授与)

第10条 修士の授与は、大学院研究科委員会および学位委員会の審議を経て、学長が決定する。

(学位記の様式)

第11条 修士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(修士学位論文委員会)

第12条 学位論文を審査するために、各研究科に修士学位論文委員会を置く。

2 各研究科は、修士学位論文委員会の構成および論文審査の手続き等に関する細則を、別に定める。

第4章 博士

(博士の学位授与の要件)

第13条 博士の学位の授与の要件は、学則第31条の定めるところにより、本大学大学院博士後期課程を修了した者に対して行う。

2 前項のほか、本大学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、前項の同課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して、博士の学位を授与する。

(授与申請)

第14条 博士の学位の授与の申請は、アジア太平洋大学研究科博士後期課程(GSAD)論文審査手続きの定めるところにより、学長に行う。

(学位の授与)

第15条 博士の授与は、大学院研究科委員会および学位委員会の審議を経て、学長が決定する。

(学位記の様式)

第16条 博士の学位記の様式は、別表4のとおりとする。

(博士学位論文委員会)

第17条 学位論文を審査するために、アジア太平洋研究科に博士学位論文委員会を置く。

2 アジア太平洋研究科は、博士学位論文委員会の構成および論文審査の手続き等に関する細則を、別に定める。

第5章 学位の取消

(学位の授与の取消)

第18条 学位授与を受けた者が、不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士については教学部会議および教授会、修士および博士については大学院研究科委員会および学位委員会の審議を経て、すでに授与した学位を取り消すことがある。

第6章 学位論文の公表、保存および報告

(博士学位論文要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内に、当該博士学位の授与にかかる論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表しなければならない。ただし、博士学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

2 前項に関わらず、やむをえない事情がある場合には、学長の承認を受けて、公表する博士学位の授与に係る論文の全文は、内容の要約にかえることができる。この場合において、学長は、論文の全文を閲覧に供する。

3 前項の規定により博士学位の授与にかかる論文を公表するときは、本大学審査博士学位論文である旨を明記しなければならない。

(修士学位論文および博士学位論文の保存)

第21条 修士学位論文および博士学位論文は、別に定めるところにより、本大学に保存する。

(報告)

第22条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第7章 改廃規定

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2004年1月20日から施行する。

ただし、2002年秋 Semester および2003年春 Semester 卒業者にも適用する。

附 則 (2006年2月7日「2005年度管理・運営改革」に基づく変更、オフィス業務分掌変更および博士後期課程学位授与申請の規定に伴う一部改正)

この規程は、2006年2月7日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則 (2009年1月27日国際経営学部の学位名称変更および事務分掌の規定方法の変更に伴う一部変更)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

(アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の学位に関する経過措置)

学士(アジア太平洋マネジメント学)は、変更後の第3条(1)の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (2009年9月8日大学院博士前期課程国際協力政策専攻健康マネジメントプログラムにおける、学位記へのプログラム名称付記等に伴う一部改正)

この規程は、2009年9月8日から施行する。

附 則 (2012年9月11日 学位へのコース名称付記に伴う一部改正)

この規程は、2012年9月21日から施行する。

ただし、2011年3月31日以前に入学した者、2012年3月31日以前に2年次に編入学または転入学した者および2013年3月31日以前に3年次に編入学または転入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年3月18日 学位規則の一部改正に伴う一部改正)

この規程は、2014年3月18日から施行する。

ただし、改正後の第19条および第20条は、2013年4月1日以降に博士学位を授与された

者に適用する。

附 則（2014年3月18日 学位記の様式の変更に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

ただし2014年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年3月17日 学位審査手数料の条項削除等に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

別表1

学位記番号
APU Ritsumeikan Asia Pacific University
学生氏名英語表記 学生氏名日本語表記
is hereby granted the degree of Bachelor of ○○○○ [○○○○ Program] having fulfilled the conditions prescribed by the College of ○○○○ Day month, year
卒業証書・学位記
本学○○○学部○○○学科所定の課程を 修めたので卒業したことを認め学士(○○○学)の学位 [○○○○ コース]を授与する
年 月 日
○○○学部長 ○○○○○
Dean, ○○○ 英文サイン
立命館アジア太平洋大学長 ○○○○○
President 英文サイン

ただし、 [] 内は所定の条件を満たした場合にのみ記載される。

別表 2

学位記番号

APU
Ritsumeikan Asia Pacific University

学生氏名英語表記

is hereby granted the degree of
Master of ○○○

as a result of the acquisition of the prescribed credits
and the successful completion of the requirements
for the major in ○○○ by the
Graduate School of ○○○
at Ritsumeikan Asia Pacific University
Day month, year

学位記

立命館アジア太平洋大学大学院○○○研究科○○○専攻の博士前期課程
(または修士課程)において所定の単位を修得しかつ所定の審査に
合格したので修士(○○○学)の学位を授与する

年 月 日

○○○研究科長 Dean, Graduate School of ○○○
○○○○○ 印 英文サイン

立命館アジア太平洋大学長 President
○○○○○ 印 英文サイン

別表 3 削除

別表 4—1(第 13 条第 1 項による学位記)

学位記番号	APU Ritsumeikan Asia Pacific University	
	学生氏名英語表記	
	is hereby granted the degree of Doctor of Philosophy in Asia Pacific Studies as a result of the acquisition of the prescribed credits, the submission of a dissertation and the successful completion of the requirements for the major in Asia Pacific Studies by the Graduate School of Asia Pacific Studies at Ritsumeikan Asia Pacific University Day month, year	
	学位記 立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科アジア太平洋学専攻の 博士後期課程において所定の単位を修得しかつ学位論文を提出して所定の審査 に合格したので博士(アジア太平洋学)の学位を授与する 年 月 日	
	アジア太平洋研究科長 〇〇〇〇 印	Dean, Graduate School of Asia Pacific Studies 英文サイン
	立命館アジア太平洋大学長 〇〇〇〇 印	President 英文サイン

別表 4-2(第 13 条第 2 項による学位記)

学位記番号	
APU Ritsumeikan Asia Pacific University	
学生氏名英語表記	
is hereby granted the degree of Doctor of Philosophy in Asia Pacific Studies as a result of the submission of a dissertation and the successful completion of examinations by the Graduate School of Asia Pacific Studies at Ritsumeikan Asia Pacific University Day month, year	
学位記	
立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科に学位論文を提出し 所定の審査に合格したので博士(アジア太平洋学)の学位を授与する 年 月 日	
アジア太平洋研究科長 〇〇〇〇 印	Dean, Graduate School of Asia Pacific Studies 英文サイン
立命館アジア太平洋大学長 〇〇〇〇 印	President 英文サイン

別表 1

別表 2

別表 4—1 (第13条第1項による学位記)

別表 4—2 (第13条第2項による学位記)